

第三者評価結果

事業所名：木下の保育園センター南

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>児童憲章、保育所保育指針を踏まえながら、理念・方針、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に、運営法人が保育の土台になる全体的な計画を作成しています。園ではそれを基に園目標や園の現状に沿った全体的な計画になるようにしています。しかし、計画の見直しは園長と主任クラスの職員が中心に関わっている点や、地域の実態に関する考慮が足りない部分があることなど、課題点と捉えています。改善に向けた今後の取り組みが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>エアコン、加湿器機能付空気清浄機（冬場はさらに濡れタオル）、扇風機を設置しているほか、保育室の温湿度に気を付け、業務日報や午睡チェック表に記録しています。職員の声(大きさ、トーンなど)は大切な環境と考え、感情的な声の出し方にならないよう常に意識をしています。日々の清掃のほか、コロナ禍でもあるので換気や消毒に気を配っています。寝具の衛生については業者委託で定期的な洗濯・交換をしています。敷物、棚、机などを利用して食事、遊び、睡眠の、分かりやすいスペース分けをしています。トイレ設備の衛生対策のため、24時間換気をしています。使用済み紙パンツは袋を二重にしているほか、1日2回処分場所へ移しています。洗面台は子どもが使いやすいよう蛇口に補助用具を付けています。子どもがさらに落ち着いたり、くつろげる場所になるよう子どもの視点に立った空間作りを検討しています。今後の取り組みが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>入園時の保護者からの提出書類や個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重しています。保育方針の一つに子どもの興味や関心に寄り添うを掲げており、職員はそれを理解し、個々の発達、性格、特性に合わせ、職員は子どもの気持ちや欲求を受け止めること大切にしています。子どもの気持ちに寄り添い、共感したり思いを代弁したりしています。子どもの気持ちが表せるよう待つ姿勢も持っています。職員は保育者としての関わり方、動き方を常に意識し、園内研修や外部研修で学び、せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないよう、毎月の会議や毎日のミーティングなどで共有をしています。職員の意識がさらに高まるよう、取り組みの継続が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>挨拶、姿勢、食事、排泄、着脱、衛生など、基本的な生活習慣が身につくよう年齢や発達に合った援助をしています。箸は3歳くらいを目安にしていますが、個別に対応しています。子どもが自分でできた満足感や達成感を味わえるよう、援助をするときはさり気なく行うようにしています。月齢の低い0歳児の午前寝、夕寝をはじめ、活動・休息は静と動のバランスや子どもの状態により組み合わせています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、さまざまな場面で子どもにわかりやすく話しています。また、保護者には園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、配付物なども利用してお知らせしたり、家庭と連携して進めていけるようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 見立て遊び、ブロック、廃材制作など、その都度子どもたちの状況に応じ、保育室にコーナーを作っています。自主的・自発的な遊びにつながるようおもちゃを増やしています。午前中の主活動が終了したら、屋上園庭のほか、公園、川沿い散歩など戸外活動をしています。その際は、交通ルールを学んだり、活動の前にはルールの説明や何をしたらケガにつながるかの危険性についてなど、子どもたちに話し、安全に気をつけながら楽しく身体を動かしています。公園や川沿いの植栽（樹木・草花など）から季節を感じ取ったりすることができます。子どもの表現活動のため制作、歌、手遊びなどしています。外部講師による英語教室で異文化に触れています（現在はオンライン）。幼児リーダーを講師としたリトミックは全園児が楽しんでます。不定期ですが園長の英語の時間も全園児で楽しみます。また、地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会は、高齢者施設との交流はコロナ禍のため、中止中ですが、5歳児クラスの他園交流（手紙のやりとり、ドッジボール）、センター北地域のイベント協力など継続している取り組みもあり、子どもの生活と遊びが豊かに展開されるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0歳児は、保護者との個別の連絡帳のやりとりを中心に24時間の生活リズムを視野に入れた保育をしています。喃語には喃語で返したり、言葉に置き換えて代弁をしたり、職員はゆったりとした言葉かけやスキンシップをとりながら、子どもの表情や様子を感じ取り、情緒的な絆や安定した関係を築いています。子どもの動線、おもちゃの配置、ハイハイやつかまり立ちができる環境に配慮をしています。粘土遊び、さつまいも抜きごっこ、ミカン取りなど保育室内でも五感を使った遊びや表現活動につながる遊びを提供し、生活や遊びが充実するようにしています。また、離乳食は子ども一人ひとりに合わせ、次の段階に進むときには保護者と相談をしています。給食時間は子どもが自分で食べようと意欲を見せたり、職員に食べさせてもらったり、個別に対応しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子ども一人ひとりの体調や発達について職員間で随時話し合っています。1、2歳児の育ちに合わせ、子どもと個別に関わる時は、子どもの頑張りや自信や意欲につながるよう、さりげなく援助しながら、できた時は十分に褒めるほか、甘えたい気持ちも尊重しています。子どもの自我の育ちを受けとめ、その気持ちを引き出すこと、環境を整えることを工夫しています。職員と一緒に遊んだり見守ったりしながら、友だちへの興味を大切にしています。相手の気持ちに気づくように、職員が代弁することもあります。逆に一人で遊んでいる時間も大切に、邪魔をしないようにしています。保護者とは個別の連絡帳でのやりとりを中心に、一人ひとりの体調や様子について連絡を取り合い、家庭との連携をとっています。子どもが探索活動が十分に行えるさらなる環境整備について今後も検討が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児以上の保育については、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、生活面や活動において細部まで丁寧に関わるようにしています。特に長時間保育における子どもの心の揺れや身体の疲れを理解し、子ども一人ひとりの密な関わりを大切に、情緒の安定に繋げています。「集団の中の個・個による集団」は園のテーマとしています。1歳児と5歳児で運動会ごっこ、4、5歳児でリトミック、幼児でゲームなど園では異年齢での活動を多く取り入れています。また、年齢に応じて自分の思いを主張しつつも相手の思いに耳を傾けたり、受け入れられるよう職員が仲立ちしながら集団で遊ぶ楽しさを味わえるようにしたり、自分の意見を集団の前で発表できる機会を作り、自分たちで考え、主体的に活動できるようにしています。運動会での5歳児クラスのドラム・バトン隊のマーチングやそうらん節、リレーは職員の想像をはるかに超えた頑張りや出来栄となったことはマンスリーニュースレター（園だより）で保護者に詳しく紹介をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園舎は3階建てで、バリアフリー構造のほか、エレベーターや多目的トイレを設置しています。障がいのある子どもにはクラスの指導計画と関連づけた個別指導計画を作成しています。個別指導計画をもとに配慮事項を意識し会議で話し合い、全職員で情報共有しています。障がいのあるなしにかかわらず園では統合保育を行い、加配の職員の援助を受けながら他の子どもとのかかわりにも配慮をし、落ち着いて過ごせるようにし、皆で育ち合えるようにしています。職員は障がいのある子どもの保育について、外部研修受講及び園内研修を開催することで知識や理解を深めています。必要に応じて、障がいのある子どもの家庭と園の連携を密にし、関わり方や対応について伝えあい、保護者の不安にも寄り添うようにしています。子どもが通う療育センターの情報は保護者を通して提供され、保育に生かしています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園の開園時間は7時30分～20時30分です。それぞれの子どもの在園時間や家庭での生活リズムを考慮して、安心して過ごせるようにしています。配慮が必要な子ども、その日の体調や機嫌が良くない場合など職員がゆったりと関わるようにしています。2歳児クラスまでの朝おやつ、昼食は規定量のほか、おかわりも提供しています。保育時間と保護者との契約によっては夕食の提供をしています。適宜水分補給ができるよう、保育室にお茶を用意しています（幼児は水筒持参。午後からは園のお茶を提供）。日々の子どもの様子について連絡ノートや昼礼議事録のほか、口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。保護者に子どもに関する伝達が十分に行われるように、登降園チェックリストを使用しています。現在コロナ禍のため、保護者の送り迎えは玄関対応としているため、十分な保護者との連携については課題が残ります。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画に小学校との連携の項目があり、それに基づいた保育を行っています。3歳児クラスからマスクの着用をしているほか、ハンカチ・ティッシュペーパーを使う、上履きに慣れる、相手の話をしっかり聞く、午睡をなくすなど就学に向けた準備をしています。保護者とは個人面談や懇談会等で就学に向けた細やかな相談に対応しています。5歳児クラス担任は保育所保育要録作成の研修に参加し、適切な記録の書き方を学んでいます。保育所児童保育要録作成後は園長が確認し、各小学校へ送付しています。その後、小学校の担当職員に子どもの引継ぎ事項を伝えることもあります。長引くコロナ禍のため、子どもの小学校見学など学校と連携をした取り組みは中止となっています。コロナ収束後の再開が望まれます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルと保健計画があります。それに基づき登園時に保護者から子どもの様子（食事・睡眠・遊び・機嫌など）確認をしています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。その後、活動への参加具合、食事の様子など普段と違いがないかを確認していきます。保育の中で子どもの様子に変化がある場合は、お迎え時に伝え帰宅後の家庭での様子や過ごし方などを含め、翌日に必ず確認をしています。子どものり患や予防接種追加状況はその都度保護者から情報をもらい、健康カードに職員が追記をしています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の知識について、職員に周知をしているほか、保護者には入園前の個別面談時に説明しています。子どもの午睡中は0歳はセンサーを併用し、5分ごとにチェックをしています。1歳児は10分ごとに午睡チェック表に記録しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園で行っている定期的な内科健診・歯科健診結果は関係職員に周知をしています。子どもたちには紙芝居や絵本を使って健康の大切さについて分かりやすく伝えています。園での歯磨きは0歳児から行っています。1歳児クラスまで職員が仕上げ磨きをしています。歯ブラシは園預かりとし、毎日消毒をしています。交換は毎月行い、その際は家庭から新しいものを持ってきてもらっています。健診結果は保護者にはその日のうちに専用の用紙や掲示で報告し、必要に応じて個別に受診を勧めています。毎月の身長・体重測定結果は健康カードで知らせています。健診結果等を踏まえ、年間指導計画や保健計画に反映するようにし、計画として立てるようにしています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 食物アレルギーに配慮し、アレルゲンには除去で対応することとしています。除去食の提供にあたっては医師による「生活管理指導票」の提出をお願いしています。それら情報は全職員で共有しています。日々の提供の際はマニュアルに基づき、複数職員間での確認、食器・トレイ・布巾などすべて別に用意、喫食の際は誤食を防ぐため、他の子どもと席を離し、職員がそばにつくなど配慮をしています。現在受け入れている子どものアレルギーについて、全職員研修やミーティングで共有をしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間の食育計画があり、食に関する活動、野菜の育成と観察、歴史や自然と食の動画と写真鑑賞、調理などで食への意識作りに努めています。2歳児クラスから、子ども一人ひとりに確認をしてから担任が盛り付けをしています。発達に合わせたテーブルや椅子、食具を使用しています。食器は陶器で、年齢によって形状が違います。楽しみながら食への興味関心を育むため、当番活動はコロナ以前は盛り付けを行っています。栽培（ジャガイモ、ナス、ホウレンソウ、カブなど）、クッキング（食材の皮むき、冬瓜のくりぬきなど）に関してはコロナ禍の中でもできることをしています。季節の食べ物、行事食、栄養の三食群など子どもたちに話をしています。園での食に関することはマンスリーニュースレターや食育だよりで保護者に知らせ、連携をしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>離乳食やミルクは月齢にこだわらず子ども一人ひとりの発育状況や嚥下状態など保護者と相談しながら対応しています。給食献立は和風献立を意識し、旬の食材、季節ごとの年中行事なども考慮しながら運営法人内の地域ごとに統一して作成しています。ひなまつり、ハロウィン、クリスマスなどの年中行事の献立は行事に合った盛り付けや飾りつけをし、彩りや視覚からも楽しめるようにしています。調理担当の管理栄養士は各クラスをまわり、食材を見せてくれたり、子どもの様子を見たりしています。献立は2週間ごとのサイクルメニューなので、盛り付け方、形状、味付けなど次回に生かすことができます。調理担当職員の出入り口、トイレは別にしてほかに、マニュアルに基づき衛生管理や事故防止に努めています。調理担当職員の体調管理にも十分に留意をしています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>コロナ禍のため、現在保護者は玄関外での送り迎えとしています。情報提供用のホワイトボードも玄関外に置いています。迎えに来た保護者を待たせることがないように、日々迎えの時間を確認し、その時間の子どもは玄関ホールで担当の職員と遊んで待つようにしています。また、マンスリーニュースレター、保健・衛生、食育でも分かりやすく知らせています。しかし、長引くコロナ禍で、子どもの成長を共有できる機会が計画通りに実施できていない取り組みもあります。送り迎えも玄関外対応のため、担任との会話など、これまでの丁寧な保護者対応が困難なこともあり、保護者理解不足も生じています。情報提供アプリケーションの活用も含め、改善に向けた取り組みの継続が期待されます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談については保護者のタイミングで対応できるようにしています。相談を受ける場所は保護者のプライバシーや落ち着いて話ができるようその時に空いている職員休憩室や事務所で対応することとしています。適切な対応ができるよう園長が同席し対応することもあります。相談の内容によっては保育士や栄養士の専門性を生かしたアドバイスや支援を行う体制があります。継続的なフォローができるよう個人面談記録に残しています。全職員がよりよい保育の基盤に欠かせない要として、保護者とのコミュニケーションの重要性を理解し、信頼関係の構築に努めていますが、長引くコロナ禍で、送り迎えを玄関外対応としていることもあり、担任との会話による日々のコミュニケーション不足が続いていることは否めません。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルがあります。職員はそれを理解し、家庭での子どもの権利侵害の兆候を見逃さないように日々の健康観察などで状態の確認を行ない虐待の早期発見に努めています。情緒面からも子どもを捉えるようにしています。要支援家庭についても児童相談所と連携を図る体制があります。連携をした際は記録に残すこととしています。園長以下職員は普段から保護者に笑顔で積極的に声をかけ、話しやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くようにしています。職員研修のほか、人権擁護のためのセルフチェックリストで権利侵害についての理解促進や自らの保育の振り返りに活用していくこともしています。子ども自身にも自らの権利に意識が持てるよう、幼児クラスにはプライベートゾーンについての話をしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>子どもの最善の利益を一番に考えた指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察し、職員の支援・関りが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。日々の保育の記録は日誌で共有しています。その他、年1回の職員個人の自己評価をしています。保育所の自己評価は、本社に送り、保育実践の改善や専門性の向上につなげていこうとしています。指導計画はクラス内での話し合いに留まっている点や、保育所の自己評価の公表方法についてなど、さらに保育実践の改善や専門性の向上につながるような取り組みが期待されます。</p>	